

第8章 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

第1節 権利擁護体制の推進

第2節 高齢者虐待防止の推進

第 8 章 高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

第 1 節 権利擁護体制の推進

誰もが安心して暮らせるよう、関係機関と連携しながら、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用など、権利擁護に関する知識の普及や仕組みを周知し、制度の利用支援に努めます。

(1) 権利擁護体制の充実

高齢者や障がい者等への虐待及びその他の権利侵害の防止、権利を守るための支援など、権利擁護支援センター機能を備えた地域における総合的な支援体制の整備を図ります。

権利擁護支援員養成講座	平成 25 年度	平成 26 年度
開催回数	9	9
参加人数	15	12
登録者数	13	8

今後の施策展開

播磨町権利擁護まちづくり委員会を設置し、権利擁護に関する知識の普及や権利擁護支援を推進するためのネットワークの構築を図っています。また、地域に暮らす身近な支援者として日常生活のサポートを行う「権利擁護支援員」の養成を行いました。今後も継続し、事業の拡充に努めるとともに、社会福祉協議会における権利擁護支援員の活動のサポートを行っていきます。

(2) 成年後見制度の利用支援

地域包括支援センターなどで、高齢者の権利擁護に関する相談に対応し、支援が必要な高齢者が円滑に制度を利用できるよう、情報提供や制度利用について支援を行うとともに、社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業との連携に努めます。

また、成年後見制度が必要な高齢者で、成年後見審判の申立てを行う親族等が存在しない場合、町長が本人の保護の家庭裁判所への申立てを行います。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談数（件）	-	13	11
町長申し立て数（件）	0	1	0

今後の施策展開

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まるものと見込まれることから、判断能力が十分でない高齢者の権利や財産を守るため、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、福祉サービス援助事業や成年後見制度の利用支援などの制度の一層の普及を図ります。

(3) 福祉サービス利用援助事業（権利擁護）

社会福祉協議会との連携により、認知症高齢者の自立した生活を支援するため、福祉サービスなどの利用手続きにおける同行・代行等による援助や日常的な金銭管理サービス等を行います。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数（人）	4	8	8

今後の施策展開

基幹型社協の専門員が策定する支援計画に基づき生活支援員が訪問し、福祉サービスの利用援助、通帳・印鑑の預かり、日常生活の金銭管理等のサービスを提供することにより、判断能力に不安のある高齢者・障がい者等の在宅生活の継続支援の一助となっています。認知症高齢者も増加しており、潜在的ニーズもあることが予想されることから、生活支援員の増加等実施体制の整備を支援していきます

第2節 高齢者虐待防止の推進

家庭内や施設内での高齢者への虐待を未然に防止するため、高齢者虐待の早期発見、予防、支援を行う仕組みづくりを関係機関と連携しながら推進していきます。

(1) 高齢者虐待に対する取り組み

地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待防止マニュアルを作成し、関係機関や関係団体との相互連携を図り、実態把握から対応まで継続的に支援していきます。

また、高齢者への虐待は、背景に介護疲れなどの場合もあることから、介護負担の軽減を図るための支援策を推進するとともに、高齢者虐待を未然に防止するため、高齢者の虐待防止や発見時の通報方法などの知識の普及に努め、地域全体の意識を高めていきます。

今後の施策展開

高齢者の虐待防止に向けて、地域包括支援センターと連携し、行政や関係機関、住民による一体的な取り組み体制を整備し、町全体の権利擁護支援に対する意識を高めていきます。